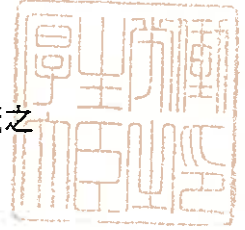


厚生労働省発健 0126 第 3 号
令和 4 年 1 月 26 日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮問書

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 1 号の規定に基づき、別紙「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 予防接種法施行令の一部改正

一 風しんに係る定期の予防接種の対象者の特例について、令和四年三月三十一日までの間とされているところ、これを令和七年三月三十一日までの間に延長するものとする。 (附則第三項関係)

二 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とする。 (附則第五項関係)

- 1 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- 2 平成九年四月二日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子 (前号に掲げる女子を除く。)

第二 この政令は、令和四年四月一日から施行すること。 (附則第一項関係)



厚 科 審 第 5 号
令 和 4 年 1 月 26 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」について（付議）

標記について、令和4年1月26日付け厚生労働省発健 0126 第3号をもって
厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に
基づき、貴分科会において審議方願いたい。